



【個人の青色申告者向け】令和9年分所得税から！ 「青色申告特別控除」が見直されます

令和9年分所得税から、「青色申告特別控除」の適用要件と控除額が見直されます。キーワードは「複式簿記」「電子申告」「優良な電子帳簿の保存」の三つ。令和9年1月からスムーズに対応できるよう、今のうちから改正内容をおさえておきましょう。

「複式簿記+電子申告」が新スタンダード！控除額は「75万円・65万円・10万円」に

青色申告特別控除は、個人の青色申告者（不動産所得または事業所得のある青色申告者）のみが受けられる青色申告の特典の一つです。

現行制度では、満たすべき要件によって「65万円」「55万円」「10万円」の三つの控除額が設けられていますが、令和9年分の所得税から、一定の要件の下、「75万円」「65万円」「10万円」となります（図表）。今回の改正は、複式簿記による記帳と電子申告の普及を後押しするもの。政府が推進している「取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）の普及」に向けた環境整備の一環でもあります。一方で簡易簿記による記帳や書面申告を行う場合、控除額が大幅に下がるため、実質的な税負担が増えることになります。

◎青色申告特別控除 65万円→75万円

（複式簿記+電子申告+優良な電子帳簿の保存等）

「正規の簿記の原則」（複式簿記）に従って記帳をし、「帳簿」（仕訳帳・総勘定元帳）に関して電子帳簿保存法に規定される「優良な電子帳簿」の保存など一定の要件を満たし、かつ期限内に所得税の確定申告書と決算書等をe-Taxを使用して電子申告をしている場合は、青色申告特別控除額が「65万円→75万円」に引き上げられます（確定申告期限までに税務署への届出が必要）。

図表 青色申告特別控除の見直し（令和9年分所得税から）

改正前

要件	控除額
複式簿記+①～③のいずれか	65万円
①優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
②請求書データ等との自動連携	
③電子申告	
複式簿記（上記①～③を満たさず≒書面申告）	55万円
簡易簿記	10万円

改正後

要件	控除額
複式簿記+電子申告+①②のいずれか	75万円
①優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
②請求書データ等との自動連携	65万円
複式簿記+電子申告	
複式簿記（書面申告）	10万円
簡易簿記（対象を限定※）	

※簡易簿記は、不動産所得または事業所得があり、その前々年の収入が1,000万円以下の人が適用できる

◎対象者：不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者（現金主義によることを選択している場合を除く）

◎届出：「75万円」の控除を受けるためには、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を税務署に提出する必要あり

参考文献：「事務所通信2026年9月号」（TKC出版）

